

日野市告示第73号

騒音に係る環境基準の地域類型の指定

環境基本法（平成5年法律第91号）第16条第2項の規定に基づく環境基準に係る水域及び地域の指定権限の委任に関する政令（平成5年政令第371号）第二項の規定により、市長が指定する騒音に係る環境基準を適用する地域及びその地域の類型による区分は、次のとおりとする。

なお、関係図面は、日野市環境共生部に備え置いて、一般の縦覧に供する。

平成24年4月2日

日野市長
馬場 弘融

一 環境基準を適用する地域

日野市の区域（都市計画法（昭和43年法律第百号）第8条第1項第1号の工業専用地域並びにこれらに接する地先及び水面を除く。）とする。

二 平成10年環境庁告示第64号に基づく地域の類型による区分

（単位：デシベル）

地域 類型	当てはめ地域	地域の区分	時間の区分	
			昼間 （6時～20 時）	夜間 （22時～6 時）
A	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域 第二種中高層住居専用地域 これらの接する地先、水面	一般地域	55以下	45以下
		二車線以上の道路を有する 道路に面する地域	60以下	55以下
B	第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域 用途地域に定めのない地域 これらの接する地先、水面	一般地域	55以下	45以下
		二車線以上の道路を有する 道路に面する地域	65以下	60以下
C	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 工業地域 これらの接する地先、水面	一般地域	60以下	50以下
		二車線以上の道路を有する 道路に面する地域	65以下	60以下

備考

車線とは、一縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車線の部分をいう。

この場合において、「幹線道路を担う道路に近接する空間」については、上記にかかわらず特例として次表のとおりとする。

昼間(6時～22時)	夜間(22時～6時)
70デシベル以下	65デシベル以下
備考 個別の住居等において、騒音の受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められているときは、屋内へ透過する基準(昼間にあっては45デシベル以下、夜間にあっては40デシベル以下)によることができる。	

・「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道（市町村道にあっては四車線以上の区間に限る）等を表す。

・「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、以下のように車線数の区分に応じて、道路端からの距離によりその範囲を特定する。

- ・二車線以下の車線を有する道路15メートル
- ・二車線を超える車線を有する道路20メートル

付則

この告示は、平成24年4月1日から施行する。